

第3回周産期医療部会結果概要

■開催日 令和2年3月23日（月）

■場 所 埼玉教育会館202会議室

■概 要

○議事 妊産婦が新型コロナウイルス感染の疑いがある・感染した場合の受入体制について

議論

「状況の進展に応じた、妊産婦が新型コロナウイルス感染の疑いがある・感染した場合の本県の受入体制はどうあるべきか」

結果

フェーズⅢ（現行）～Ⅳ（県内発生早期（疫学的リンク追跡不可））

1 ローリスク妊産婦の対応

- ・産科を標榜する7つの感染症指定医療機関で受け入れる。

2 ハイリスク妊産婦の対応

- ・感染症指定医療機関である4つの地域周産期母子医療センターで受け入れる。
- ・満床等により対応できない場合は、県からの依頼に基づき他の周産期母子医療センターでも受け入れる。

※母体救命案件については、母体救命コントロールセンターである埼玉医科大学総合医療センターで受け入れる。

※患者受入後に陽性と判明した場合は、受け入れた周産期母子医療センターで対応する。

※資機材等が必要な場合は、個別に県と協議。

フェーズⅤ（県内感染拡大期）

- ・全ての周産期母子医療センター及び一般産科医療機関で受け入れる。

（委員の主な意見）

1 フェーズⅢにおける議論

○感染症指定医療機関に第1報を入れるのが基本である。指定医療機関の中でも周産期母子医療センターに限定する必要はなく、分娩取扱施設であればそこで受け入れてもらう。満床になった場合、あるいは受入後に陽性と判明した患者については、周産期母子医療センターであれば受けざるを得ないのではないかと思う。

○感染症指定医療機関としての受入れの責任、義務はあると思う。フェーズⅢの現行の状況で、

指定医療機関として受入れは埼玉医科大学病院だけでなく、他でもやらなければならない。

○妊婦がどんな状態であろうと、まずは感染症指定医療機関で診てもらおう。そこで例えば早産と判明すれば、総合、あるいは地域周産期母子医療センターで診てもらおう。一般的には正常の妊娠経過をたどっている患者の方がリスクのある患者よりも多いと思うので、広く受け入れていただく医療機関を捉えておく必要がある。

○保健所から妊婦の感染疑いで依頼があった場合は、疑い患者として入院させなければならない。その結果、陰性と判明されれば戻すが、陽性と判明された場合は法律上、感染症指定医療機関に依頼して送ることになる。

2 フェーズⅣ、フェーズⅤにおける議論

○フェーズⅤと同様に全ての周産期母子医療センターで応分の対応をしていくべきである。その中でも未熟性の強いケースについては総合周産期母子医療センターで、それほど強くないケースについては地域周産期母子医療センターで対応するのが望ましい。それでも県内で受入れができなければ都内へ搬送するしかない。

○正常な経過をたどっている妊婦と周産期母子医療センターで扱う必要があるハイリスク妊婦の2つのケースがある。正常な場合は患者数が増えてもフェーズⅢと同様に、産科を有する感染症指定医療機関の対応でよろしいのではないかと。一方、ハイリスクな場合は感染症指定医療機関である4つの地域周産期母子医療センターで基本的には対応することによろしいのではないかと思う。

○例えばコロナの患者が入院すると看護スタッフのシフトが崩壊し、通常分娩の対応が困難になる恐れがあるが、それはどの病院でも言えることだと思う。

○妊婦以外の患者においても後になって感染が判明するケースが出てくるのが予想されるが、その場合は各医療機関の管理者が事後的に受入れを許可していくしかない。

○物品などが不足した場合の対応について、県としてはどうか。

➡物品を含む資機材等については、国の補正予算がこれから固まれば個別に協議により応じていくことになる。(県)